

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日、5月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.pasonagroup.co.jp/ir/">http://www.pasonagroup.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 平成25年7月12日開催の取締役会の決議により、平成25年12月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。
- 2 平成25年8月19日開催の第6期定時株主総会の決議により、株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、平成25年12月1日を効力発生日として当社定款を変更し、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利